

文例（相続分のゼロ指定）

第〇条 二男〇〇〇〇（生年月日）に対しては、平成〇〇年〇月、その居住する自宅（不動産の表示）を購入する際に、金〇〇〇〇万円を贈与したので、相続分はないものとする。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

遺言で、法定相続分と異なる相続分を自由に指定することができますので、相続分の指定として、相続分をゼロと指定することもできます。遺言で相続分を指定したときは、法定相続分に優先します。なお相続分の指定は遺言以外ではできません。

｜遺留分に注意 遺言執行者の指定

遺留分権利者の遺留分を侵害するような相続分の指定を行うと、後に相続人間で争いを生じさせることにもなり得ます。トラブルを避けるためには、当該相続人に事前に遺留分放棄をしてもらったり、特別受益の持戻しを利用するなどの方法があります。

生前に遺言者から特別受益（結婚に際して多額の持参金をもらったり、事業を興すのに資本金を出してもらったり、などの生前贈与）を受けた場合は、原則持戻し計算によって得た具体的相続分で計算されます。特別受益の額によっては、相続分をゼロにしても結果的に遺留分を侵害しない場合があります。遺言書に生前贈与の具体的な内容および金額までしておくとう分かりやすいでしょう。

ただし、生前贈与の額が遺留分より少ない場合は、その足りない分について遺留分減殺請求権が発生しますので、遺言を作成の際は、推定相続人の遺留分を算出し、確認しておく必要があります。遺留分の計算については弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。また遺言執行者を指定しておくことで、遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。